

## 厚生労働省関係の主な制度変更(平成29年10月)について

平成29年9月27日

政策統括官付社会保障担当参事官室  
 (担当・内線) 室長補佐 千正(せんしょう)(7704)  
 政策第一係長 佐藤 (7691)  
 (代表電話) 03(5253)1111  
 (ダイヤルイン)03(3595)2159

報道関係者 各位

平成29年10月に実施される厚生労働省関係の主な制度変更のうち、特に国民生活に影響を与える事項についてお知らせ致します。

### 年金関係

項目名	内容	実施時期	主な対象者	担当部局名(問い合わせ先)	リンク
厚生年金保険料率の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険料率は平成29年9月以降の月分から0.118%引上げ(9月分～18.3%) (これをもって厚生年金保険料率の引上げは終了)</li> </ul>	平成29年9月以降の月分から	厚生年金保険の被保険者、事業主等	年金局 年金課 (直通) 03-3595-2864	<a href="#">厚生年金保険料額表(平成29年9月分～)を掲載しました。(日本年金機構のホームページへ)</a>  <a href="#">厚生年金保険料率の引上げが終了します</a>

### 医療関係

項目名	内容	実施時期	主な対象者	担当部局名(問い合わせ先)	リンク
入院時生活療養費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年10月1日から、医療と介護の負担の公平化を図る観点から、入院時生活療養費の生活療養標準負担額のうち居住費(光熱水費)にかかると見直すこととした。詳細は以下の通り。            医療の必要性の低い者(医療区分1):370円/日(50円の引上げ)            医療の必要性の高い者(医療区分2、3(指定難病患者を除く)):200円/日(200円の引上げ、平成30年4月～370円)            指定難病患者、老齢福祉年金受給者、境界層該当者:0円/日(変更なし)</li> </ul>	平成29年10月1日	65歳以上の医療療養病床に入院する患者	保険局 保険課 企画法令第一係 (直通) 03-3595-2556  高齢者医療課 企画法令係 (直通) 03-3595-2080  国民健康保険課 企画法令係 (直通) 03-3595-2565	<a href="#">平成29年10月から医療療養病床に入院する65歳以上の方の光熱水費の負担が変わります</a>

### 雇用・労働関係

項目名	内容	実施時期	主な対象者	担当部局名(問い合わせ先)	リンク
育児・介護休業法の改正施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>子が1歳6か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に育児休業期間を「最長2歳まで」延長。</li> <li>労働者又はその配偶者が妊娠・出産した場合、家族を介護していることを知った場合に、当該労働者に対して、個別に育児休業・介護休業等に関する定めを周知する努力義務の創設。</li> <li>小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務の創設。</li> </ul>	平成29年10月1日	事業主、労働者	雇用環境・均等局 職業生活両立課 法規係 (直通) 03-3595-3274	<a href="#">平成29年改正法の概要について</a>
最低賃金額の改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県ごとに定められている地域別最低賃金が改定される。</li> <li>すべての都道府県で、時間額22円から26円の引上げとなる(全国加重平均額848円)。</li> </ul>	平成29年9月30日以降、各都道府県で順次発効	すべての労働者とその使用者	労働基準局 賃金課 (直通) 03-3502-6757	<a href="#">すべての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました</a>  <a href="#">最低賃金に関する特設サイト</a>